

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立南図書館ホールの使用の許可の取消等	
根拠条例等・条項	堺市立南図書館ホール管理運営規則 第10条第1項	
所管課	南図書館	
処分基準	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>堺市立南図書館ホール管理運営規則第10条第1項各号の規定に該当するときに処分する。</p> <p>第10条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退室を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の許可の取消し等により損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</p> <p>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input checked="" type="checkbox"/> 聴聞 ・弁明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	